

保存期間 5 年

通達乙サ企第67号

令和 7 年 4 月 1 日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察サイバー防犯ボランティア運用要領の制定について

茨城県警察サイバーパトロール・モニターについては、茨城県警察サイバーパトロール・モニター運用要領（令和 6 年 3 月 27 日付け通達乙サ企第 15 号別添）に基づき実施してきたところであるが、この度、地域社会全体のサイバーセキュリティ意識を向上させる各種活動を拡大・活性化させるため、別添の「茨城県警察サイバー防犯ボランティア運用要領」を制定したので、効果的な運用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、茨城県警察サイバーパトロール・モニター運用要領の改訂について（令和 6 年 3 月 27 日付け通達乙サ企第 15 号）は、廃止する。

別添

茨城県警察サイバー防犯ボランティア運用要領

第1 目的

この要領は、茨城県警察サイバー防犯ボランティア（以下「サイバーボランティア」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 委嘱

1 サイバーセキュリティ総括責任者（サイバー空間の脅威に対する部門間の連携強化について（令和6年3月27日付けサ企発第1号ほか）に定めるサイバーセキュリティ総括責任者をいう。以下同じ。）は、次のいずれの要件も満たしている者の中から、サイバーボランティアを委嘱する。

(1) 茨城県内に居住又は茨城県内に所在する法人・団体等に在籍すること。ただし、サイバーセキュリティ総括責任者が認めた場合はこの限りではない。

(2) 日常的にインターネットを利用し、サイバーボランティアとして必要なインターネットに関する知識を有すること。

(3) サイバー空間の防犯活動等に関心を持ち、活動に熱意を有すること。

2 サイバーボランティアの委嘱期間は委嘱日から次の3月31日までとする。ただし、再委嘱を妨げない。

3 サイバーセキュリティ総括責任者は、1によりサイバーボランティアを委嘱する場合には、委嘱状（別記様式第1号）を交付して行う。

第3 活動内容

サイバーボランティアの活動内容は、インターネット空間の安全・安心の確保を目的とした次に掲げる事項とする。

1 インターネット空間における違法情報及び有害情報の発見及び通報に関すること。

2 サイバーセキュリティに係る広報啓発活動及び教育活動に関すること。

3 その他サイバーセキュリティに係る協力援助等に関すること。

第4 活動要領

1 インターネットを通じて把握した違法情報又は有害情報は、サイバーセキュリティ総括責任者が指定した通報先に通報するものとする。

2 サイバーセキュリティに関する広報啓発活動及び教育活動その他サイバーセキ

セキュリティに係る協力援助等に従事する場合は、事故等の未然防止の観点から、警察職員と共に行うものとする。

第5 遵守事項

サイバーボランティアは、次の事項を遵守する。

- 1 活動中に知り得た情報のうち、機密情報や個人情報については、第三者に漏らしてはならない。委嘱期間の満了後及び解嘱後も同様とする。
- 2 その他活動中に知り得た情報の取扱いは、サイバーセキュリティ総括責任者に確認を行うこと。
- 3 協力者として委嘱されるものであり、その活動に当たっては、関係者の名誉や人権を侵害する行為や、サイバーボランティアとしての信用を傷つけ不名誉となるような行為をしないこと。

第6 報償

サイバーボランティアに対する報償は、無償とする。

第7 解嘱

- 1 サイバーセキュリティ総括責任者は、サイバーボランティアが次のいずれかに該当すると認めた場合は、解嘱することができる。
 - (1) 第2の1の要件に該当しなくなった場合
 - (2) 第5の遵守事項に違反した場合
 - (3) その他サイバーボランティアとしてふさわしくない非行があった場合
 - (4) サイバーボランティア自ら解嘱の申出があった場合
- 2 解嘱は、本人又は代理人に解嘱通知書（別記様式第2号）を交付して行う。

第8 運用上の留意事項

サイバーセキュリティ総括責任者は、サイバーボランティアの効果的運用を図るため、次の事項に留意する。

- 1 サイバーボランティアは、自主的な活動を基本とし、過度の負担を強いることのないように配慮すること。
- 2 サイバーボランティア活動に対しては、活動目的を明確に持たせるとともに、活動に応じた基本的な研修を行うこと。
- 3 最新のサイバー空間の脅威情勢やサイバーパトロールの実施方策等の情報提供を行うこと。

- 4 サイバーボランティアと積極的に情報交換を行い緊密な連携の保持に努めること。

第9 事務

サイバーボランティアに関する事務は、生活安全部サイバー企画課において処理する。

委 嘱 状

殿

茨城県警察サイバー防犯ボランティアを委嘱する

期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

茨城県警察本部生活安全部サイバー統括官

印

解 嘱 通 知 書

年 月 日

住 所

氏 名 殿

茨城県警察本部生活安全部サイバー統括官 印

あなたは、茨城県警察サイバー防犯ボランティア運用要領
第7の1に該当するので、 年 月 日を
もって茨城県警察サイバーパトロールモニターを解嘱する